

北空知衛生センター組合事務局設置条例

平成30年12月25日
組合条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、組合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(事務分掌等)

第2条 事務局の分掌する事務その他事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。